

施策 (- 5 - 2) 子どもと家庭の福祉の充実

目的

虐待を受けている児童など保護を要する児童やその家庭に対する相談・支援体制の充実強化や、母子家庭等ひとり親家庭の生活、経済面での自立支援に取り組みます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

児童相談所相談処理件数 3,000件
就業支援講習会等により自立
が促進された母子世帯数 20世帯

現状値(平成15年度)

2,591件
8世帯

児童虐待や不登校、子育ての不安など18歳までの子どもに関する各種相談で、児童相談所が受け付け年度内に処理する件数です。相談しやすい体制を整備し相談件数を増やします。就業支援講習会の受講者及び母子家庭自立支援給付金受給者です。母子家庭への就業支援等により経済的な自立を促進します。

現状と課題

児童虐待、不登校、いじめなどの増加が本県でも深刻な問題となっています。本県の児童相談所が受け付けた児童虐待件数は近年急増しており、虐待された児童の約4割が就学前児童です。虐待者の6割は母親となっており、育児不安と負担が原因の一つと考えられます。(図表1・2・3参照)

乳児院や児童養護施設等に入所したり里親に委託される児童の中で、被虐待児童など手厚い援助を必要とする児童が増加しています。子どもの権利を尊重し、できる限り家庭的な環境の中で、早期の家庭復帰や社会的自立のための援助が適切に行われるよう支援する必要があります。

本県の離婚件数は、平成2年から10年間で1.7倍と全国を上回る増加を示しています。住居、就業、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭が増えており、その自立を促進することが課題となっています。

母子家庭に対しては、これまでの児童扶養手当や母子寡婦福祉資金等を中心とした経済的支援から、自立・就業支援を中心として子育て・生活支援、技能講習等の就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な対策が求められています。

用語解説

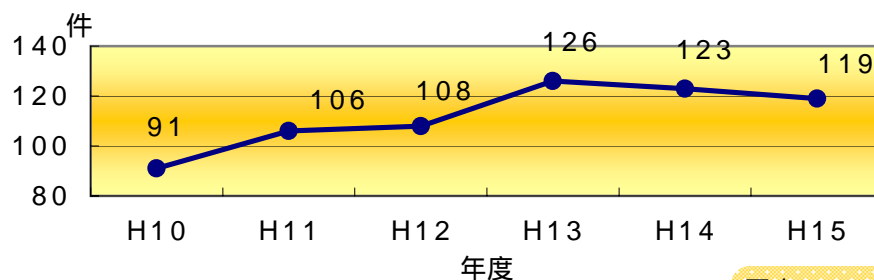
「乳児院」
乳児を入院させて養育し、退院後も相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
「児童養護施設」
保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所後も相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

目的を達成するための主な基本事務事業

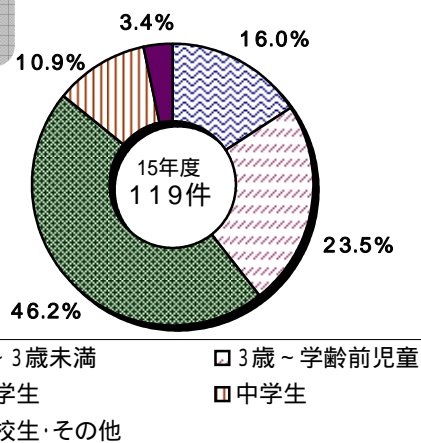
主な事務事業

事業名	概要
子どもと家庭総合支援事業 〔担当課〕青少年家庭課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	児童虐待防止対策や子どもと家庭に関する相談体制の充実強化を進め、児童の最善の利益と権利保障の実現を図ります。 虐待児童と家族の地域生活支援事業 子どもと家庭相談体制整備事業
母子家庭等支援事業 〔担当課〕青少年家庭課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	経済面や生活面などで困難を抱える母子家庭等に対し、相談体制を整えます。 母子家庭等自立支援事業 経済的自立に必要な母子家庭に対し、子育て・生活への支援や就業への支援、経済的な支援を行います。 母子家庭等経済支援事業
児童の自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、自立援助ホームなどに入所した児童及び里親に委託された児童の処遇の向上のための支援を行い、児童の自立と家庭生活等社会への復帰を促します。 施設入所児童支援事業 里親委託児童支援事業

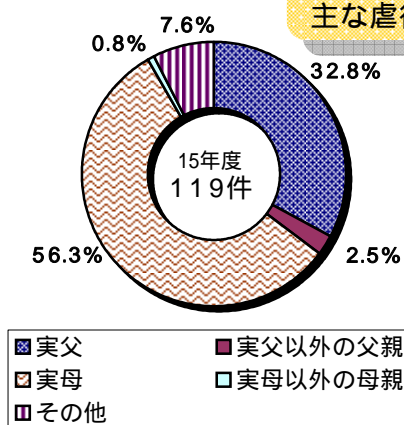
図表1
児童虐待相談件数
(児童相談所受付)



図表2
被虐待児童
年齢別割合



図表3
虐待相談での
主な虐待者



資料：県青少年家庭課調べ